

病床数適正化緊急支援事業について

新宮保健所

病床数適正化緊急支援事業（R7国補正） 概要

令和7年度国補正予算において、医療・介護等支援パッケージが緊急措置され、その一つとして、医療機関の連携・再編・集約化に向けた取組を加速する観点から、医療需要の変化を踏まえた**病床数の適正化を進める医療機関に対して支援**を行うというもの。

➤ 病床（一般・療養・精神）の削減の届出等を行った医療機関に対し、**1床あたり4,104千円を支給。**

※休床の場合は、2,052千円/床。また、別途給付金（基金）を受けている場合は、差額を支給。

対象となる医療機関

・ 令和8年度末までに申請を行い、令和7年12月16日（R7国補正成立）から令和8年度末までに病床の削減を行った医療機関が対象。
その他、以下の場合も対象となる。

✓ 令和6年度補正予算において申請を行った医療機関であって、支援対象とならなかったが、令和6年12月17日（R6補正成立）から令和7年9月30日の間に**病床を削減した医療機関**

✓ 自由民主党、日本維新の会、公明党による3党合意を踏まえて実施した調査（令和7年8月から9月にかけて実施）において**病床を削減予定と回答した医療機関**であって、**既に病床を削減した医療機関**

申請要件等

- ・ 医療機関の設置主体、経営状況は問わない。（R6国補正時のような経常赤字等の要件なし）
- ・ 休床の病床がある場合は、休床を残したまま、稼働している病床の削減は認められない。
- ・ 病床再編等を行う場合は、各医療圏毎に設置している「和歌山県地域医療構想調整会議」において、委員相互の協議・理解のもと取組を進めてきたところであり、当該事業を活用した病床削減を行う場合についても、調整会議における議論を踏まえた上で、決定を行う。
- ・ 小児周産期の病床は除く。

（ただし、現に分娩には用いておらず、今後も分娩に用いる予定がないものや、小児医療の提供に支障を来さない病床を除く。）

- ・ 医療法等改正法により、当該事業により削減した病床数に応じて、基準病床数の削減を行う。

申請方法等

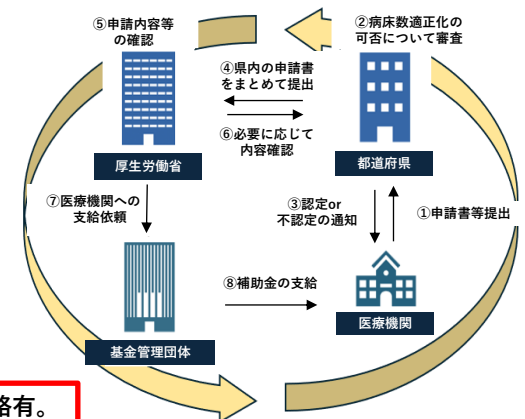
【申請受付期間】第1回申請：令和8年6月23日（火）～令和8年7月14日（火）

【申請書類】申請様式、口座振込申込書、その他必要と認める書類

【申請先】申請サイトにアクセスし、申請書類をアップロード

【申請サイト】https://en.surece.co.jp/byoushou_sien26/

第2回申請受付期間は、追って国より連絡有。



病床数適正化緊急支援事業【新宮医療圏】

令和8年度 第1回申請状況

医療機関数	申請病床数	一般・療養	削減時の状況		精神	削減時の状況	
			稼働病床	休床		稼働病床	休床
5医療機関	184床	153床	105床	48床	31床	—	31床

申請受付一覧

No	医療機関の名称	区分	入院医療の継続	許可病床数(R8.4.1時点 ※1)				削減日/削減予定日	削減時/削減予定時の病床の状況			調整会議
				一般病床	療養病床	精神病床	合計		合計	稼働病床	休床	
1	坂野医院	診療所	無	13床	6床		19床	R8.10	19床		19床	未
2	玉置整形外科医院	診療所	無	19床			19床	R8.12	19床		19床	未
3	いずみウィメンズクリニック	診療所	無	10床			10床	R8.8	10床		10床	未
4	医療法人健佑会串本有田病院	病院	無	0床	0床		0床	R7.10	105床	105床		済
5	潮岬病院	病院	有			151床	151床	R8.10	31床		31床	—

※1…R8.4.1時点で既に削減済みの病床もあるため、0床となっている場合もある。

【地域医療構想調整会議における意見聴取】

- ・地域医療構想調整会議において、病床の削減の了承が得られた申請については、国に申請を行う。
- ・地域の医療提供体制に支障が生じる等の影響がある場合は、申請医療機関に再検討を依頼。

※第2回申請以降は、申請内容により書面議決での実施を予定。

基準病床数【参考】

目的

病床の整備について、病床過剰地域から非過剰地域へ誘導することを通じて、病床の地域偏在を是正し、全国的に一定水準以上の医療を確保

仕組み

②既存病床数が①基準病床数を超える地域（病床過剰地域）では、次のとおり対応

- ◎ 公的医療機関等 … 県知事は、県医療審議会の意見を聞いて、病床設置を許可しないことができる
- ◎ その他の医療機関 … 県知事は、医療計画達成の推進のために特に必要がある場合は、県医療審議会の意見を聞いて、病床設置に関し勧告を行うことができる
病床過剰地域において、県知事の勧告に従わない場合は、保険医療機関の指定を行わないことができる

①基準病床数 と ②既存病床数

病床種別	二次医療圏	①基準病床数 (八次計画)	②既存病床数 (R8.6.30)
一般病床 及び 療養病床	和歌山	5, 1 1 8	5, 0 5 3
	那 賀	8 2 5	7 5 8
	橋 本	7 5 6	8 0 4
	有 田	5 2 8	6 0 8
	御 坊	6 1 7	6 3 3
	田 辺	1, 3 8 9	1, 1 9 0
	新 宮	7 1 7	6 9 3
	小 計	9, 9 5 0	9, 7 3 9
精神病床	(県全域)	1, 3 6 6	1, 9 7 4
結核病床	(県全域)	1 6	1 5
感染症病床	(県全域)	3 2	3 2

【令和8年4月8日付 厚生労働省通知】

《基準病床数引下げ時期》

少なくとも令和8年度の事業終了後、令和9年度上半期までの間で都道府県において引下げを行う。

事業実施中における圏域内での増床については、本事業の趣旨や不可逆的措置の趣旨を踏まえつつ、増床の理由が真に地域の医療提供体制に必要なかどうかを含め適切に判断すること。

【令和8年4月27日付 県通知】

《令和8年度における病床整備について》

病床数適正化緊急支援事業は、令和9年3月31日までの病床削減を対象としており、令和8年度中に基準病床数から削減される病床数が確定しないため、基準病床数を算出することが出来ない。よって、令和8年度において病床整備に係る公募を行わない。